

国の安全、公共の安全等情報（法第5条第3号、第4号）についての検討資料

要件の解釈、運用 1

第6号等他の不開示情報の類型と要件の差異が明確に認識され、適切に運用されているか。

「相当の理由」について、安易な適用がみられ、また、審査会のインカメラの対象とされている等の指摘を踏まえ、どう考えるか。

運用上、「相当の理由」と示されている内容は、合理的根拠として認められる程度に明確か。

- 1 諮問庁が第3号及び第4号と他の不開示情報類型とを併せて主張した場合の答申の例 2
- 2 答申・判決における「相当の理由」についての記載例 4
- 3 答申におけるインカメラによる審査結果の記載例 8

一定期間後の公開 11

外交、犯罪捜査等支障のおそれが消滅しているにもかかわらず不開示とされている状況はあるか。

外国の制度において、時限秘の仕組みは何を根拠にしているのか。

- 1 外交、犯罪捜査等支障のおそれについての判断が示されている答申例 ... 11
- 2 各国における一定期間後の公開制度概要 13

国の安全、公共の安全等情報（法第5条第3号、第4号）についての検討資料

論 点

要件の解釈、運用

第6号等他の不開示情報の類型と要件の差異が明確に認識され、適切に運用されているか。

「相当の理由」について、安易な適用がみられ、また、審査会のインカメラの対象とされている等の指摘を踏まえ、どう考えるか。

運用上、「相当の理由」と示されている内容は、合理的根拠として認められる程度に明確か。

第3号及び第4号を設けた趣旨は、我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益の確保、または、公共の安全と秩序の維持を図るといった、国民全体の基本的な利益を保護しようとするところにあるとされる。

そのため、その開示の判断には、行政機関の長による政策的・専門的判断を認める規定となっている。

上記2点の趣旨から、第3号及び第4号の適用に当たっては、限定的に用いられるべきものと考えられる。

諮問庁が第3号又は第4号と他の不開示情報類型を併せて主張している場合には、答申では、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多いが、第3号・第4号の該当性の判断を第一次的に行っている場合や他の不開示情報類型と併せて判断している場合もみられる。

判決・答申では、「相当の理由」と示されている内容が合理的か否かについて、行政機関の長の判断を第一次的に尊重した上で、その判断が合理性を持つ判断として許容されるかどうかを個別に審理・判断されている。

第3号及び第4号に関する情報であっても、審査会のインカメラ審査は、不開示とする理由となる情報が当該行政文書に現実に記載されているか、不開示等の判断が適法妥当か、部分開示の範囲が適切かなどについて判断を可能とするために有効であるとされ、実際にもかなり活用されている。

1 諮問庁が第3号及び第4号と他の不開示情報類型とを併せて主張した場合の答申の例

2号イ又は6号イに該当するため、3号該当性については判断せず不開示が妥当と判断した例

「本件対象文書につき、法5条2号イ、3号及び6号に該当するとして一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきであると判断した部分のうち、別表の2欄に掲げる部分についてはいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条3号について判断するまでもなく、同条2号イ又は6号イに該当し、不開示とすることが妥当であると判断した。」

(審査会答申 15-376「豊島税務署における法人課税部門全体研修資料の一部開示決定に関する件」)

◆ 6号に該当するため、4号該当性については判断せず不開示が妥当と判断した例

「法5条4号及び6号に該当するとしてその一部を不開示とした決定について、諮問庁が同条4号及び6号に該当し不開示とすべきとしている部分については、同条4号該当性について判断するまでもなく、同条6号に該当することから、不開示とすることが妥当であると認めた。」

(審査会答申 15-481「福岡拘置所長指示「動体管理システムの運用について」の一部開示決定に関する件」)

2号及び6号に該当するため、1号、3号及び4号該当性については判断せず不開示が妥当とした例

「本件対象文書につき、情報公開法5条1号、2号、3号、4号及び6号に該当するとしてその全部を不開示とした本件決定については、本件対象文書は同条2号及び6号に該当するので、その余の不開示情報該当性について判断するまでもなく、不開示とするのが妥当であると認めた。」

(審査会答申 14-384「特定団体ハンドブックの不開示決定に関する件」)

◆ 1号に該当するため、4号該当性については判断せず不開示決定を妥当とした例

「法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした本件決定については、本件対象文書に記載された情報は同条1号の不開示情報に該当しその全部を不開示とすべきものと認めることができるので、同条4号該当性については判断するまでもなく、妥当であると認めた。」

(審査会答申 14-417「鑑定留置請求処理簿(平成12年分)の不開示決定に関する件」)

すべてのレセプション開催経費関連情報が6号及び3号に該当するとはいえず、その一部のみ6号及び3号に該当するとした例

「現時点においては、レセプションを開催することについては、既に定例化・定型化し、その日程なども公にされ、又は公にすることが予定されているものと認められることから、その開催に当たって、機動性などが必要とされなくなっているものと認められるので、これらのレセプションの開催に要する経費に係る情報すべてを法5条3号及び6号に該当すると認めることは困難である」

「当該レセプションの件名、開催の日付、主催者、場所、経費の総額に係る情報については、これを公にしたとしても、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められないことから、法5条6号及び3号に該当するとは認められず、開示すべき」「しかしながら、調達先、調達の具体的内容及び招待者氏名・肩書きに係る情報については、当該レセプションを安全かつ効果的に開催する上で、秘密を保持することが必要と認められ、これを公にすると、当該レセプションの開催に関連して、安全上及び外交儀礼上の支障や問題を引き起こす可能性があると認められるので、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、法5条6号柱書き及び3号に該当する。」

（審査会答申 15-567「平成12年度分の在フランス大使館の報償費の支出に関する文書の不開示決定に関する件」）

5条1号ただし書イに該当する情報であっても、3号の不開示情報に該当するとした例

「法5条1号ただし書イの公表慣行については、公務員が通常の職務遂行にかかわる場面で公表慣行が認められるとしても、専門家会合の参加者としてテロ対策に関する交渉や協議を行うような場面では同様に解することができないのみならず、…専門家会合の参加者については、局長級であるか否かを問わず、法5条3号の不開示情報該当性が認められることは明らかである。また、専門家会合の開催時期や開催場所等については、事後であっても法5条3号の不開示情報として開示することはできないと解すべき」

（審査会答申 14-360「平成12年及び平成13年の先進国国際テロ対策専門家会合に係る行政文書の不開示決定に関する件」）

5条1号ただし書イに該当し開示すべきとされた情報について、さらに4号該当性も否定した例

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案の行政文書ファイルに含まれる参考判決集につき、裁判官、書記官及び検察官の氏名並びに弁護人の氏名が記載された部分は、5条1号ただし書イに該当し、開示すべきものと認められる。諮問庁は予備的に法5条4号の該当性を主張しているが、「現在において当該裁判に関与した裁判官等やその家族等に対する個人攻撃のおそれが存在するとはにわかに考え難いことから、これを公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があるとは認められない。」

(審査会答申 14-110「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案の行政文書ファイルに含まれる参考判決集(法務省刑事局編)の一部開示決定に関する件」)

2 答申・判決における「相当の理由」についての記載例

大臣用の冒頭発言・応答要領を公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれる等のおそれがあるとの判断に相当の理由があるとは認め難いとし3号該当性を否定した例

「(BIE(博覧会国際事務局)は、)BIEと加盟各国との協議や交渉の具体的な内容であって、BIEがホームページ等により公表していないものを不開示とすることを要請してきている。我が国が独自に用意した発言要領は、実際に会談の場で発言する内容と同一であるとは限らないものであることに加え、BIE議長等との会話の内容を記録したものでないことから、BIEが不開示とすることを求めている情報に該当するとは認められない。このため、大臣用の冒頭発言要領及び応答要領の部分については、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがあると諮問庁が認めることにつき、相当の理由があるとは言い難く、法5条3号に該当するものとは認められない。」

(審査会答申 14-188「博覧会国際事務局議長及び同事務局長の通商産業大臣表敬資料等の一部開示決定に関する件」)

客観的事実等を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの判断に相当の理由があるとは認め難いとし3号該当性を否定した例

「我が国が各国に対して支持を働き掛けた具体的要請や折衝の内容など本件投票のための活動についての記述、各国の投票行動の予測や分析・評価についての記述がされた部分及び文書については、これを公にすることにより、諮問庁が他国との信頼関

係を損なうおそれがあると認められたことについては、相当の理由があるものと認められる。しかしながら、…(別紙に掲げた各文書に記載された内容は)客観的な事実の経緯・概要や計量化された統計的な数値、あるいは既に公表された事実が記載されたものであると認められるので、これらの情報を公にしたとしても、上記のようなおそれがあるとは認められない。」

(審査会答申 15-224「平成9年6月の博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書の一部開示決定に関する件」)

日米共同訓練の統裁官及び訓練時期は、当時としては、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの判断に相当の理由があると認められるが、現時点においては3号該当性を否定した例

「本件対象文書を見分したところ、の文書の別冊の2ページ目においては平成13年度日米共同統合演習(指揮所演習)の日本側統裁官及び米側統裁官の職名並びに当該演習の実施時期が開示とされており、また、同じく7ページ目においては日米共同方面隊指揮所演習における作戦別訓練の実施時期が開示とされていることが認められる。諮問庁によると、これらの情報は、本件一部開示決定が行われた時点が米国における同時多発テロの発生後であり、米軍関係者の生命、身体に対するテロリスト等による不法な侵害が発生する蓋然性が高く、将来のある一定の時期において米軍関係者が訓練のため特定の場所に所在することを訓練実施の相当以前から明らかにすることによって、テロリスト等に準備の期間を与え、統裁官を始めとする米軍関係者の生命や身体への不法な侵害を招くおそれがあり、また、そうした情報を日本側が公にすることは、日米相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれがあるとしている。このような諮問庁の説明は、米国における同時多発テロの発生から約3週間後に本件一部開示決定が行われていることにかんがみれば、当時としては、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があると認められる。しかしながら、いずれの演習においても、米国における同時多発テロ発生の数か月後、当該演習が実施される前に、それぞれ上記の開示とされた情報を含めて対外公表されていることが認められ、さらに、いずれの演習も既に終了しており、もはや当該演習に際してテロリスト等による不法な侵害が発生する可能性があるとは認められない。したがって、現時点においては、上記の開示部分は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、法5条3号に該当せず、いずれも開示することが相当である。」

(審査会答申 15-431「自衛隊統合防災演習の実施計画にかかわる全文書の一部開示決定に関する件」)

接見指定の実務に関する解説が公にすることにより、捜査及び公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとの判断には相当の理由があるとは認め難いとし4号該当性を否定した例

「本件対象文書が公にされることによって、被疑者等が種々の対抗措置をとることになるものと想定することは困難であり、仮に何らかの対抗措置がとられることが予想されるとしても、検察官等においては、的確な捜査と適切な接見指定を行うことによって十分これに対応することができるものと考えられる。検察官等の捜査機関においては、個別具体的事件の捜査状況を把握している立場にあるから、被疑者及び弁護人によるあらゆる防御活動を想定してこれに対応しつつ、刑訴法の規定により与えられた権限に基づいて的確な捜査や適切な接見指定を行うことによって、公共の福祉の維持と個人の基本的な人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現すること（刑訴法1条）が求められているものと解される。したがって、本件対象文書が公にされることによって、捜査及び公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の判断には相当の理由があるとは認め難いもの 言うべきである。」

（審査会答申 14-434「接見指定 20 講の不開示決定に関する件」）

不開示決定処分の適法性を維持するためには、行政機関の長が国の安全等を害するおそれがあるとの判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する必要があるとした例

「裁判所が、「おそれがあると認めることにつき相当の理由」の有無に関する行政機関の長の判断が違法となるかどうかを審査するに当たっては、行政機関の長と同一の立場に立って、独自に認定・判断し、その結論と行政庁の処分とを比較する手法ではなく、その判断が行政機関の長に付託された裁量権の行使としてされたものであることを前提として、その判断の基礎とされた重要な事実^{（一）}に誤認があること等によりその判断が事実の基礎を欠くものか否か、又は基礎とされた重要な事実に対する評価が著しく合理性を欠くこと等により、その判断が社会通念に照らして妥当性を欠くことが明らかであるか否かについて審理し、これが肯定される場合に限り、その裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があったものとして違法となると解するのが相当である（最高裁判所昭和 53 年 10 月 4 日大法廷判決・民集 32 卷 7 号 1223 ページ、同昭和 63 年 7 月 14 日第一小法廷判決・集民 154 号 273 ページ参照）。」

「当該行政機関の長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける事実の主張立証責任は、本来、開示請求者である原告が負うべきものと解されるが、国の安全や他国若しくは国際機関との交渉に関する正確かつ詳細な情報は専ら国の側にある行政機関の長が保持しており、国民の側としては、公にされている刊行物やメデ

イアによる報道等から概括的に入手するほかないと考えられることなどに照らすと、行政機関の長において、まず、その前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する必要があり、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事実上推認されるというべきである(最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ参照)。

もっとも、行政機関の長が、その判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する前提として、当該情報の具体的な内容まで明らかにすることを求められるならば、その開示を強いられるのと同じ結果となるから、行政機関の長としては、その種類、性質、作成主体、作成機会など、第三者機関である裁判所が当該判断に不合理性が含まれているか否かを判断するに支障のない程度 of 具体性をもって当該情報の内容を特定した上で、これを開示することにより国の安全等を害するおそれがあると判断したことが不合理とはいえないことを基礎付ける事実の主張立証を尽くすことにより、その処分の適法性を維持できると解すべきである。

このような主張立証が果たされた場合に、なお当該処分が違法であることを主張する原告は、原則どおり、当該判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることを基礎付ける事実の主張立証をしなければならない。」

(名古屋地判平15年10月15日「平成14年第20号、同第21号行政文書不開示処分取消各請求事件」)

4号該当性を争う取消訴訟の審理において、行政機関の長の判断について裁量権の逸脱又は濫用を基礎づける具体的事実の主張立証責任は、原告にあると解すべきとした例

「4号に該当するとしてされた不開示処分が違法となるのは、行政機関の長の第一次的な判断が合理性のある判断として許容される限度を超える場合、すなわち、当該処分が裁量権を逸脱又は濫用したと認められる場合に限られるというべきである。したがって、4号該当性を争う取消訴訟の審理においては、行政機関の長の認定判断の過程に則して、その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があることなどによりその判断が事実の基礎を欠くかどうか、事実に対する評価が明白に合理性を欠くことなどによりその判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くかどうかを審査する方法によるべきであり、かつ、これらの裁量権の逸脱又は濫用を基礎付ける具体的事実の主張立証責任は、同号該当性を争う原告にあると解すべきである。」

「本件調査活動費の不正流用が主張されることにより、本件文書に記録された情報の具体的、実質的内容が争われている本件においては、その不正流用の存否が、4号該当性の審理の対象となるというべきである。そこで、かかる不正流用の存否に関する主張の訴訟上の位置付け及び主張立証責任について検討するに、その主張は、被告に

において、当該対象文書には本来記録されるべき情報が現に記録されており、それが公にされれば調査活動の実態が明らかになるという事実を基に4号該当性を肯定する判断をしたのに対して、その判断には、公にされる情報内容に関する重大な事実誤認があり、事実の基礎を欠く判断である旨の裁量権の逸脱、濫用の主張と位置付けられるから、不正流用の事実は、裁量権の逸脱、濫用を基礎付ける事実として、原告において主張立証すべきと解される。」

(仙台地裁判平15年12月1日「文書不開示処分取消請求事件」 係属中)

3 答申におけるインカメラによる審査結果の記載例

金融再生委員会委員長が米国財務副長官から受け取った文書につき、3号該当性を認めた例

「当審査会において本件対象文書を見分したところ、金融行政に関する高度な政策的・専門的事項についての広範かつ具体的な記述があり、さらに、公にすることを前提としていない機微にわたる情報が記載されていると認められ、公にすることを前提とする書簡と考えることはできない。

こうしたことを考慮すれば、米国政府関係者の率直な意見が記載された本件対象文書を公にすると、我が国はこのような書簡を公にしているとの不信を抱かれるおそれがあることから、米国はもとより、諸外国が我が国に対して有している信頼を損ない、我が国と諸外国間における金融行政に関する各種情報の交換や率直な意見交換を困難にするおそれがあることは明らかである。

したがって、本件対象文書は、公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、法5条3号に該当するものと認められる」

(審査会答申14-108「金融再生委員会又は同委員長が米国財務副長官から受け取った文書の不開示決定に関する件」)

◆ 日豪外相会談記録について、3号該当性を認めた例

「当審査会が見分したところによれば、本件対象文書には、日豪両国外相が両国の関心を有する個々の事案及び関係国等に係る分析・見解・評価について率直に行った発言がそのままあるいはその要旨が記録され、会談の雰囲気や印象なども記載されており、一方の当事者である日本側が独自に作成した記録であって、上記2において述べたような二国間会談の記録の特質を有したものであることが認められる。さらに、両国外相の発言の内容には、本件会談がごく最近行われたものであるということを反映して、両国間の懸案事項や国際情勢などで、今後の両国間又は関係国間等との外交交

渉による解決を待つべき問題が含まれ、随所に対外関係上機微にわたるものがあることが認められる。したがって、諮問庁が、これを公にすれば、豪州のみならず関係国との信頼関係を損なうおそれがあるとして法5条3号に該当すると判断したことには相当の理由があると認められる。」

(審査会答申 14-339「平成13年5月28日に東京で行われた日豪外相会談記録の我が国外相発言部分の不開示決定に関する件」)

一定の期間経過等から3号該当性を否定した例及び電信システムの内部処理・管理に係る情報は3号に該当するとされた例

「当審査会が本件対象文書を見分したところによれば、本件対象文書には、我が国政府の照会に対する米国政府の口頭回答が取りまとめられており、その内容は、主に、破損した核兵器の現状や位置、核物質の成分や性質、環境への影響、当該水域の調査についての米国政府側の予定などについて簡潔に記述されたものであることが認められる。また、最後に本件回答の取扱いについての米国政府の考え方が記載されている。

これらの記載事項は、それまでに米国政府が我が国政府の照会に対して明らかにしてきた本件事件の事実関係及び安全性に関する回答において明らかにされた事実のほか米国側の考え方や認識を補足するに過ぎないものと認められ、諮問庁が説明するような日米安全保障体制の下で行われる米軍の具体的な運用と密接に関連する内容と認めることは困難である。

(略)さらに、これら一連の来電は、我が国政府が本件事件について国民に説明するために行った照会に対する米国政府の回答を記載したものであり、米国政府としては、その公表いかんについては、日本側にゆだねるという姿勢であったことを本件対象文書の記載から容易に推し量ることができるものである。また、本件事件発生以来30年以上が経過している上、本件事件に係る問題について、日米両国政府の間で既に事実上の決着を見てから10年以上が経過していることにかんがみれば、本件対象文書を公にしたとしても、米国が我が国に対して不信感を抱くおそれがあるとは考えられない。

以上の諸点を併せ勘案すると、諮問庁が、本件対象文書を公にすることにより、米国や諸外国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがあると判断したことに、相当の理由があると認めることはできない。」

「暗号の解読は、専門的、技術的な知見を必要とするものであるが、そうした知見を有する者が暗号化されたデータ、来電時刻、配布先パターンコード及び総番号等の情報を収集、蓄積、分析することにより、暗号の解読が行われる可能性がある。さらに、外交事務が高度の政治的、政策的判断及び対外関係上の専門的・技術的判断を伴うものであるという特殊性を有するものであることを考慮すれば、諮問庁が使用する

暗号が解読され、我が国の公電の内容が明らかにされるような事態が生じた場合、我が国の安全が害され、対外交渉上不利益を被ることになることは容易に推察できるところであるので、上記の諮問庁の説明を不合理なものとすることはできない。したがって、電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載された部分は、法5条6号該当性を判断するまでもなく、同条3号に該当すると認められる。

(審査会答申 15-131「米海軍攻撃機「スカイホーク」海中転落事故に係る米国政府との協議の記録等の不開示決定に関する件」)

論 点

一定期間後の公開

外交、犯罪捜査等支障のおそれが消滅しているにもかかわらず不開示とされている状況はあるか。

外国の制度において、時限秘の仕組みは何を根拠にしているのか。

答申においては、開示請求対象文書が作成又は取得された年次にかかわらず、当該情報を開示することにより外交、犯罪捜査等に支障のおそれがあるか否かを現時点で判断しており、消滅しているものについては、開示すべきものとされている。

外国の情報公開法制をみると、一定期間後の公開の仕組みをとっていない国が多い。また、一定期間後の公開の仕組みを採用している国においても、作成又は取得の時点から一定年限を経過すれば無条件で開示するという仕組みはみられない。なお、アメリカなど、秘密保護法制の中で一定期間後指定を解除する制度としているところでは、解除する際に再審査することとされている。

1 外交、犯罪捜査等支障のおそれについての判断が示されている答申例

◆ 半世紀以上前に行われた会談の会見録について、3号該当性を否定した例

我が国と米国を始めとする諸外国との関係は、会談(昭和20年9月27日)が行われた「半世紀前とでは、既に全く異なる状況になってきていると認められる。このような状況にかんがみれば、本省会談記録を公にすると、米国を始め諸外国との信頼関係を損なうおそれがあるとした諮問庁の判断には、相当の理由があると認めることはできないと言わざるを得ない。」

(審査会答申 14-181「昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会談録等の不開示決定に関する件」)

半世紀前に行われた会談の記録であるが、交渉上不利益を被るおそれがあると認めることにつき、相当の理由があった例

半世紀以前の二国間会談に係る記録であり、ロシアで公開された事実があることから、「一方的に公にしたとしても、ロシアとの信頼関係が損なわれることは考え難い。しかし、「領土問題に係る交渉の経緯に照らしてみると、…文書の開示、不開示を決定するに当たって、交渉上不利益を被るおそれがあるか否かを判断するについては、我が国の対外関係に関する専門的・技術的判断に加え、本件対象文書を領土交渉においてどのように位置付けるかなど、高度の政治的・政策的判断が伴うと

いう特殊性があることは、否定することができない」

(審査会答申 14-135「河野、フルシチョフ会談(1956年10月16日～18日)の議事録等の不開示決定に関する件」)

ハイジャック防止のための保安担当者会議メモについて、包括的に4号の該当性は認めず、現時点でも使用されている防犯設備に関する記述等のみ4号該当性を認めた例

「本件対象文書中には、既に公になっている部分など、犯罪予防に支障が生じるとは認められない部分があることから、本件対象文書全体が法5条4号の不開示情報に該当するという諮問庁の説明は、妥当なものとは認められない。」

(1) 平成11年6月29日の会議の報告書の各部分

保安担当者会議メモには、犯行の手口について航空会社及び空港ビル会社が対応策を協議した部分についての記載がある。これは会議で話し合われた当面の対応策であるが、「本事件発生後抜本的な改善策がとられたため、現時点においてはもはやこれらの当面の対応策は意味がなくなっている部分がほとんどである。そのような部分は公にしても犯罪の予防に支障が生ずるおそれはなく、法5条4号の不開示情報には該当しないものと認められる。」

また、「当該情報は、既に公にされ、又は公にされるべき情報であることに加え、空港ビル会社自身が説明責任を有している情報であることから、事件発生後においても公にしないとの条件を維持しなければならない理由はないものと認められ、法5条2号口に該当しないものと認められる。

法5条6号の「おそれ」は一般的・抽象的なものでは足りず、具体的な支障が生じる蓋然性が存在するものでなければならぬと解されるところ、諮問庁の主張は、情報の提供及び共有に遅滞を招きかねない旨を抽象的に説明しているにすぎず、空港ビル会社がハイジャック防止に努めるべき当事者であることを踏まえると、空港ビル会社が諮問庁に対する情報提供に消極的になるとは考えられず、法5条6号の不開示情報には該当しないものと認められる。

(2) 旧運輸省作成経緯メモ

「防犯設備の機能など現時点でもなおハイジャック等の犯罪防止のために行われている対策そのものが記述されている」箇所については、「当該部分を公にすることにより犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした諮問庁の判断は不合理なものとは言えず、当該部分に記載された情報は、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。」

(審査会答申 13-66「羽田空港の保安担当者会議に関する文書に関する文書の不開示決定に関する件」)

2 各国における一定期間後の公開制度概要

(1) アメリカ

- ・ 原則、秘密指定がなされてから10年で指定解除。基準と手続に則り、継続して10年以内の期間で、秘密区分指定期間の延長可。(大統領命令 12958)
- ・ 25年以上を経過し、歴史的価値が認められる記録を含む秘密指定がされている文書は、特別の手続がとられない限り、2006年12月末までに自動的に指定解除。

(2) カナダ

- ・ 犯罪の摘発・防止、法の執行、政策に関する審議録等は20年を経過した後は、開示拒否ができない。
- ・ 情報へのアクセス法において、内閣の秘密に関する記録は適用除外。ただし、秘密文書であっても作成後20年を経過した文書、又は、討議資料に係わる決定が既に公開されているか若しくは公開されていなくても決定から4年を経過しているときには、適用除外とはならない。

(3) イギリス

- ・ 2000年情報自由法(2005年1月施行予定)において、文書作成から30年経過したものを歴史的な文書と定義し、公開範囲を拡大。30年、60年、100年経過した後は、非公開とできない情報を適用類型ごとに規定。ただし、国防関係、国際関係等に関する情報は、一定期間後には非公開とできない情報の類型には含まれていない。

(4) フィンランド

- ・ 公文書の守秘期間は、原則25年間。
- ・ 私的生活に関する文書等例外的に50年間又は100年間となる場合を規定。

< 参考 >

1 アメリカ

◆ 合衆国法典第5編第552条(b)

本条は、次の事項には適用されない。

- 1)(A) 大統領命令により定められた基準に基づき、国防又は外交政策のために秘密にしておくことが特に認められ、かつ、
(B) 大統領命令に従い、実際に秘密指定が正当に行われているもの。

◆ 大統領命令(Executive Order) 12958

(大統領命令 12356 に代わり、クリントン大統領が1995年制定。ブッシュ大統領による2003年3月25日付大統領命令 13292 により一部改正。なお、1995年以

前は、殆どの文書は無制限の秘密指定とされており、関係機関が積極的に措置とった場合にのみ秘密解除とされていた。)

秘密指定が可能な情報 (13292 Sec1.4)

- a) 軍事計画、兵器システム、作戦
- b) 外国政府情報
- c) 諜報活動、諜報源、諜報方法、暗号
- d) 合衆国の外交又は外国での活動 (秘密の情報源を含む)
- e) 国家安全保障 (国際テロリズムに対する防衛を含む) に関する科学的、技術的又は経済的事項
- f) 核物質又は核施設を保護するための合衆国のプログラム
- g) 国家安全保障 (国際テロリズムに対する防衛を含む) に関するシステム、施設、プロジェクト又は計画の弱点又は能力
- h) 大量破壊兵器

秘密指定の期限 (13292 Sec1.5(b)(c))

- ・ 第一次的秘密指定権者は、秘密指定の際に、当該情報の国家安全保障上の重要性に照らして、いつ秘密指定を解除しうるか、期日又は事由を具体的に定めるよう努めなければならない。期日が到来し又は事由が達成された場合には、自動的に秘密指定は解除される。
- ・ 第一次的秘密指定権者が早期に秘密指定を解除する期日又は事由を設定できない場合、或いは当該情報の国家安全保障上の重要性に照らして最長 25 年の秘密指定がなされている場合を除いて、秘密指定がなされてから原則として 10 年で指定解除とする。
- ・ 基準と手続きに則り、継続して 10 年以内の期間で、秘密区分指定期間の延長又は特定情報について秘密区分の再指定を行うことができる。

自動的な秘密区分指定解除 (12958 Sec. 3.4)

- ・ 25 年以上を経過し、永久の歴史的価値があると認められた記録が含まれるすべての秘密指定区分情報は、特別の手続きをとられない限り、2003 年 4 月までに自動的に指定を解除する。(大統領命令 13292 により、2006 年 12 月末まで延長。審査の上、順次指定解除を行っているものの、審査に時間がかかっており最終期限を延長。)
- ・ 規定された場合に該当すると行政機関の長が判断する場合をのぞき、秘密指定区分の指定を受けた日から 25 年以内に自動的に秘密区分指定を解除されなければならない。

2 カナダ

◆ 情報へのアクセス法 (Access to Information Act)

< 不開示情報 (時限規定のないもの) >

第 13 条 (秘密を条件に入手した外国政府等の情報) 第 14 条 (連邦・州間の協議等) 第 15 条 (国際・国防関係) 第 17 条 (公共の安全) 第 18 条 (企業秘密、科学技術情報、貨幣製造等) 第 19 条 (個人情報) 第 20 条 (第三者の情報) 第 22 条 (開示請求に係る検査等) 第 23 条 (弁護士の依頼人に対する特権により保護される情報) 第 24 条 (制定法による禁止)

< 不開示情報 (時限規定のあるもの) >

第 16 条 (犯罪調査・法の執行関係)

(1) 行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、次の各号の情報を含むものの開示を拒否することができる。

(a) 規則により特定された調査機関である行政機関又はその支分機関が、次の事項に関する適法な調査の過程で入手し、又は準備した情報。ただし、請求の日が当該記録の日付から 20 年を経過していない場合に限る。

() 犯罪の摘発、防止又は制圧

() カナダの連邦法又は州法の執行

() カナダ安全保障情報局法の意味する範囲内でカナダの安全保障に脅威を与えるおそれのある活動

(b) 調査技術又は適法な具体的調査のための計画

(c) 開示することによりカナダの連邦法若しくは州法の執行又は適法な調査の実施を妨害することが合理的に予見される情報で、次の情報を含むもの。ただし、これは本号の概括性を制限するものではない。

() 個別の調査の存在又は性質に関する情報

() 秘密情報源を明らかにするであろう情報

() 調査の過程で入手され、又は準備された情報

(d) 開示することにより行刑施設の安全を妨害することが合理的に予見される情報
(2) ~ (4) (略)

第 21 条 (政府の審議・協議情報)

(1) 行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、次の事項を含むものについては、請求の日が当該記録作成の日から 20 年を経過していないときは、開示を拒否することができる。

(a) 行政機関若しくは大臣により又はこれらのために開陳された助言又は勧告

(b) 行政機関の職員、大臣若しくは大臣のスタッフが関与する協議又は審議の記述

(c) カナダ政府により又はカナダ政府に代わって行われた又は行われる予定の交渉のために準備された見解又は計画及びこれに関する審議内容

(d) 行政機関の人事管理及び行政運営に関する計画で実施に移されていないもの

(2) 前項の規定は、次の各号のものを含む記録には適用しない。

(a) 裁量権又は審査機能の行使による決定で、個人の権利に影響を及ぼすものの審議録又は理由書

- (b) 報告書作成時に行政機関の職員又は大臣のスタッフではなかった顧問が作成した報告書

< 適用除外情報 >

第 6 9 条

- (1) この法律の規定は、特に次の各号に掲げるものを含む枢密院の秘密文書については、適用しない。
 - (a) (略)
 - (b) カウンシルの審議のために経過説明、分析又は政策の選択を提出することを目的とした討議資料
 - (c) ~ (g) (略)
- (2) (略)
- (3) 第 1 項の規定は、次の各号のものについては、適用しない。
 - (a) 作成後 2 0 年を経過した枢密院の秘密文書
 - (b) 次の場合における第 1 項(b)に規定する討議資料
 - (I) 当該討議資料に係わる決定が公表されていたものである場合、又は、
 - (II) 決定が公表されていない場合においては当該決定がなされた時から 4 年を経過したとき

3 イギリス

◆ 2000 年情報自由法 (Freedom of Information Act: 2005 年 1 月より施行予定)

< 適用除外情報 >

第 2 1 条 (請求者が他の手段で利用できる情報) 第 2 2 条 (将来公表が予定されている情報) 第 2 3 条 (保安事項を取り扱う団体が提供する情報又は当該団体に関連する情報) 第 2 4 条 (国家安全保障) 第 2 5 条 (第 2 3 条及び第 2 4 条に基づく証明書) 第 2 6 条 (国防) 第 2 7 条 (国際関係) 第 2 8 条 (連合王国内部の関係) 第 2 9 条 (経済) 第 3 0 条 (公共機関が行う捜査及び訴訟手続) 第 3 1 条 (法の執行) 第 3 2 条 (裁判の文書) 第 3 3 条 (監査の職務) 第 3 4 条 (議会特権) 第 3 5 条 (政府の政策の立案等) 第 3 6 条 (公務の実効ある処理の障害) 第 3 7 条 (女王陛下等との通信及び叙勲) 第 3 8 条 (健康と安全) 第 3 9 条 (環境に関する情報) 第 4 0 条 (個人情報) 第 4 1 条 (秘密で提供された情報) 第 4 2 条 (法曹の職業的特権) 第 4 3 条 (商業上の利益) 第 4 4 条 (開示の禁止)

第 6 2 条 (第 VI 部 (公文書館又は北アイルランド公文書館の歴史的文書及び文書) の解釈)

- (1) 第 V I 部の目的に照らして、文書は、作成年の翌年から起算して 3 0 年の期間の終了後「歴史的文書」となる。
- (2) ~ (3) (略)

第 6 3 条 (適用除外とならない場合: 歴史的文書一般)

- (1) 歴史文書に含まれる情報は、第28条、第30条(1)項、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条(1)(a)(女王陛下、王族又は王室とのやりとり)、第42条又は第43条を根拠とした適用除外情報とはなり得ない。
- (2) (略)
- (3) 文書作成年の翌年から起算して60年の期間の終了後は、当該文書に含まれる情報は第37条(1)(b)(国王による勲章又は爵位の授与)を根拠とした適用除外情報とはなり得ない。
- (4) 文書が作成年の翌年から起算して100年の期間の終了後は、当該文書に含まれる情報は第31条を根拠とした適用除外情報とはなり得ない。
- (5) (略)

4 フィンランド

◆ 政府活動の公開性に関する法律(Act on the Openness of Government Activities)

第24条(機密の公文書)

特に別段の規定がない限り、下記の公文書は機密とする：

(1)政府外交委員会の文書、(2)フィンランドと外国もしくは国際機関との関係に関する文書、(3)犯罪捜査・起訴関連文書、(4)捜査記録・身元特定情報、(5)警察・国境警備隊等の戦術・技術情報、(6)不服関係、(7)人、建物、通信システム等のセキュリティ関連文書、(8)事故・緊急事態への対策、(9)国家安全保障の維持、(10)軍事関連情報、(11)通貨・外為政策、(12)金融・保険情報、(13)経済統計等、(14)絶滅が危惧される動植物情報、(15)検査・監督上の情報、(16)当局に任意提出された調査・統計の基礎データ、(17)国・地方公共団体・公共企業・財団等の業務上の秘密、(18)雇用者としての公共企業の利益に反する文書、(19)当局が原告として作成する裁判関係資料、(20)民間企業情報、(21)科学技術情報、(22)入試情報、(23)個人の所得等資産情報、(24)難民等に関する文書、(25)給付金・医療等情報、(26)犯罪容疑者・犠牲者の私的生活に関する情報等、(27)犯罪容疑者の精神鑑定等、(28)囚人等の記録、(29)個人の心理・能力テストの結果、徴集兵の任務割当等、(30)学生及び志願者のテスト結果等個人情報、(31)守秘を要請された個人の住所・電話番号等、(32)個人の政治的信条等

第31条(機密分類の解除)

(略)

公文書の守秘期間は、別段の規定もしくは命令がない限り、25年間である。第24条(24)-(32)に規定されているように私的生活の保護のために機密である文書、または別の法律または別の法律に基づく命令によって機密を保持されている類似の文書は、その文書が関係している者の死亡から50年間、あるいは死亡時期が不明であれば100年間にわたって、機密を保持されるものとする。

文書の機密を解除するとたとえ本条に定められた期間の後であっても、守秘規定によって保護されている利益に著しい害を与えるであろうことが明白な場合、政府は守秘期間を最長で30年間延長することができる。